設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。	標的までの地面	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分が極めて細かい砕石又は土（石を含まないもの）であるものとし、二十五メートルを超える部分は別図四から七までに示すような構造のものであること。
	標的	一　［略］ 二　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 三　バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持枠には、くぎ等の金属が用いられていないこと。
［略］	バックストップ	一　標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。 二　バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急な勾配をなしていること。 三　バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。 四　バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けてあること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。 五　射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバックストップの構造設備の基準は、一から

設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。	標的までの地面	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分がきわめて細かい砕石又は土（石を含まないもの）であるものとし、二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであること。
	標的	一　［同上］ 二　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 三　バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持枠には、くぎ等の金属が用いられていないこと。
［同上］	バックストップ	一　標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。 二　バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急なこう配をなしていること。 三　バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。 四　バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けてあること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。 五　射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバックストップの構造設備の基準は、一から